

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：32711

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26770218

研究課題名(和文) 宮内庁所蔵『王公族実録』の基礎的研究：帝国日本は旧韓国皇室をいかにして記録したか

研究課題名(英文) Basic studies for Oukouzokujitsuroku which are in the possession of Imperial Household Agency

研究代表者

新城 道彦 (SHINJOH, Michihiko)

フェリス女学院大学・国際交流学部・准教授

研究者番号：40553558

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：『実録編修録 自大正五年至大正十年』の分析により、『王公族実録』の編修者浅見倫太郎の方針を検討した。その結果、彼が史料の客観性を重視して『王公族実録』を編修していった事実が明らかとなった。

また、李王職が『高宗皇帝実録』『純宗皇帝実録』を編修する際に『王公族実録』を参照していたこともわかった。このほか、「皇帝」の名称を使ってよいのかを議論し、大義名分など細かい点に注意を払っていたことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：I investigated ASAMI Rintaro's editorial policy, using "Jitsurokuhensyuroku 実録編修録". As a result, it became clear that ASAMI edited "Oukouzokujitsuroku 王公族実録" sticking to firmly historical materials. Also it was revealed that Household of H.H.Prince Ri referred to "Oukouzokujitsuroku 王公族実録" when they redacted "Kousoukoutejitsuroku 高宗皇帝実録" and "Junsoukoutejitsuroku 純宗皇帝実録", and they discussed whether it was permitted to use 'Koutei 皇帝' (emperor) and paid attention to details.

研究分野：東アジア近代史

キーワード：王公族実録

1. 研究開始当初の背景

日本では近代に至るまで、実録と呼べるような天皇の事績を継続的に記録した書物はほとんどなかった。そこで、1907年に宮内省官制で図書寮の職掌に「天皇及皇族実録の編修に関する事項」が加えられ、1914年に明治天皇の実録、翌年に明治維新後に薨去した皇族の実録編修作業を開始することとなる。

この大日本帝国の一大国家事業は、韓国併合によって帝国に誕生した王公族と無関係ではなかった。1912年に早くも李熹公が薨去し、つづけて1915年に李峻公、1919年には李太王が他界した。すると、宮内省は「皇族の礼」を受ける彼らを「実録して之を不朽に伝うる」(『実録編修録』)ことを決めたのである。

当時、宮内省の図書頭であった森林太郎(鷗外)は、朝鮮総督府判事などを歴任した浅見倫太郎を囑託員として取り立て、『王公族実録』の編修を命じた。そこで浅見は総督府や李王職を通じて多くの資料を収集し、1923年に『李太王実録』30冊(うち資料26冊)、『李熹公実録』9冊(同6冊)、『李峻公実録』7冊(同5冊)を完成させた。これら実録の総称が『王公族実録』である。

戦後に宮内庁が刊行した『書陵部紀要』の創刊号には、上記実録を編修した事実が記されている。だが、その所在は長年不明なままであった。

しかし、研究代表者は平成24~25年度若手研究B(24720297)で宮内庁書陵部の資料を調査し、これら実録が同所に所蔵されているという事実にとり着いた。そこで『王公族実録』を調査するに至った。

2. 研究の目的

本研究は科研費で得られたこれまでの成果を継承し、日本近代史・朝鮮史の第一級資料ともいえる『王公族実録』を整理するとともに編修委員選定の背景や他の実録との関連性などを『進退録』『実録編修録』を用いて解明する。

また、『王公族実録』とは別に李王職によって編修された『高宗皇帝実録』『純宗皇帝実録』も分析し、『王公族実録』との関連性などを検討する。

王公族はいまだ研究途上にあるため、『王公族実録』やそれを編修するために集められた資料を分析し、王公族の内実を分析する。

3. 研究の方法

(1)『王公族実録』編修の背景を明らかにする。宮内庁には『実録編修録』や『進退録』といった編修方針や人事を記した資料が所蔵されている。この文書を分析することで、浅見倫太郎が編修委員に指名された背景などを解明する。

(2)宮内省図書寮編修の『王公族実録』と李王職編修の『高宗皇帝実録』『純宗皇帝実

録』を比較分析するため、それら実録の編修過程がわかる報告書『実録編修録 自大正五年至大正十年』や『第八回実録編纂委員会会録』等入手・分析する

(3)『王公族実録』の編修は『天皇皇族実録』の編修と軌を一にして進められた。それゆえ、編修の主眼は王公族の当主たる李王の実録を編修することだったはずである。ところが、編修作業は1910年代に薨去した李熹公、李峻公、李太王の実録を作って終わってしまう。その理由を解明するために、たびたび事業が頓挫した『天皇皇族実録』『明治以後皇族実録』と関連づけて、執筆体裁の変更や宮内省の人員削減などを総合的に考察する。

4. 研究成果

(1)『王公族実録』

編修の経緯

明治末年から大正にかけて本格化する宮内省の実録編修作業は、時を同じくして日本に誕生した王公族と無関係ではなかった1912年に李熹公、1917年に李峻公、そして1919年に李太王が薨去すると、「皇族の礼」を受ける彼らを「実録して之を不朽に伝うる」(『実録編修録 自大正五年至大正十年』宮内庁宮内公文書館所蔵)ことになった。帝国の正統性を確立するうえで、王公族もその一員と見なされたのである。

当時、宮内省図書寮の長官・図書頭をつとめていたのは、『舞姫』の作者としても有名な森林太郎(鷗外)であった。彼は浅見倫太郎を図書寮囑託員として取り立て、1919年6月2日に『王公族実録』の編修を命じた(1921年10月からは委任待遇の御用掛となる)。浅見は東京地方裁判所検事、統監府判事、総督府判事などを歴任した法律の専門家であると同時に、漢籍の蒐集家でもあり、書誌や古事に明るい人物であった。

浅見は実録編修の報告書のなかで、「真実」を記載するために公文書・私文書にかかわらず広く史料を集め、「不偏不倚」の精神で作業にあたらなければならないとの考えを示している。また、古来より歴史を編修する者は評論を加えようとするが、それは誤った態度であり、『王公族実録』では贅辞や蔑みのような個人の考えを排除しているとも述べている。つまり、史官が尊ぶべきは毀誉褒貶を論ずることではなく、史料を収集選定し記録することだということだ(同前)。浅見がいかに主観の排除に徹したかがわかる。

しかし、そのように史料に執着しようにも、当時はまだ王公族の日常を記録する制度が整っていなかった。そこで、浅見は大韓帝国時代の史料に多くを頼ることになる。李太王に関しては、日常の記録として『日省録』や『贊侍日誌』『徳寿宮警察日誌』などがあった。だが、李熹公や李峻公はたとえ李太王の親族であっても併合前は君臣の関係にあったので、同じ記録物でも彼らに言及した部分

は決して多くなかった。浅見はそうした史料上の制約を勘案し、三つの実録を同時進行で編修するという当初の計画を1920年4月の時点で破棄し、個別に執筆することにした（同前）。

『李熹公実録』『李垞公実録』に関しては特に困難がともなった。史料を宮内省宗秩寮が所管する『王公族実録』内の系譜、牒籍、履歴書に求めたのだが、これらは原本ではなく、旧大韓帝国政府の作成した文書を謄写したもので、誤記が少なくなかったからである。そのほかに手元にあるのは『警衛日記』という警備に関連した記録程度であった。

しかし、浅見は総督府に長年勤務した経験から、李熹公自筆の日記が朝鮮にあることを聞き知っていた。そこで、1919年6月10日に李王職に連絡し、一切の関係記録と日記を送付するよう依頼したのである。

これにより、11月3日になって李熹公の来歴を記した書類が浅見のもとへ届いた。ただし、それは執筆者の名を欠き、年月日の錯誤があるだけでなく、虚辞が目立つ代物であった。だが、浅見はこの書類を作成するために参考にした史料があるはずだと直感し、李王職に改めて照会したところ、1920年3月に李熹公の日記である『李熹公従宦録』や数十通の辞令書および勲記が見つかる。浅見は李熹公家を継いだ李ウ〔金+禹〕公からこの史料を借り受けて筆写した（『李熹公従宦録』宮内庁宮内公文書館所蔵）。

こうして収集した史料によって浅見は1923年1月に漢字カタカナ交じり文で書かれた『李太王実録』30冊（うち資料26冊）、『李熹公実録』9冊（同6冊）、『李垞公実録』7冊（同5冊）を完成させた。ただし、赤字の入った稿本であり、印刷はされていない。

任務を完遂した浅見は、同年12月18日に御用掛の任を免ぜられた。ただし、一王二公の実録はあくまで『王公族実録』の一部分であり、『天皇皇族実録』と同じく代がかわるごとに編修していく計画だったはずである。実際、3年後に李王が薨去すると、翌年には『李王実録』と『李太王妃実録』の編修を目的に、杉栄三郎図書頭が前間恭作を図書寮御用掛に、朴昌和を囑託員に任用すべく手続きを進めていた。

しかし、理由は判然としないが、この人事は立ち消えとなった。実は、『王公族実録』の翌年に編修を開始した『天皇皇族実録』や『四親王家実録』も再三にわたって計画が頓挫している。1925年に執筆体裁の大転換があったからである。当初採用していた紀事本末体は、事件・事象ごとに項目を立ててまとめるため、主要な出来事を読解しやすいが、一方で記事の相関関係が複雑多岐にわたり、編修に際して手間と時間がかかった。そこで、時系列に記事を羅列するだけの編年体に改めたのである。これに加えて宮内省の定員削減が追い打ちをかけ、計画は停滞を余儀なくされた。結局、『天皇皇族実録』の本文 285

冊と総目録1冊が脱稿するのは1936年12月、印刷の完了は1944年7月となる。図書寮は『天皇皇族実録』の完成を待って、1936年より『明治以後皇族実録』の編修を開始するが、戦災で原稿や史料の大半が焼失したため休止し、昭和も終わりに近づいた1984年に再開して1993年までに25名の編修を終えている。

『四親王家実録』に至っては未定稿のまま1924年9月に作業を終了、1944年に『天皇皇族実録』の完成を受けて編年体に改める作業を開始するも、戦後の省内の混乱ですぐに中断した。1965年に書陵部編修課で事業が再開され、1984年ようやく一段落する。正本295冊は稿本で印刷はされていない。『王公族実録』も紀事本末体を採用しており、同様の理由で中断した可能性が高い。

以上が『王公族実録』や宮内庁宮内公文書館所蔵の関連資料から明らかになった『王公族実録』編修の経緯である。

『王公族実録資料』内の貴重資料

宮内省図書寮は『王公族実録』を編修するに際して、各方面から貴重な史料を収集した。そのなかには『日本外交文書』に収録されていない日本政府と駐韓公使の電報などもある。たとえば、閔妃暗殺の実行犯である禹範善を日本で暗殺した高永根に関連する史料などである。本年度中に史料を分析し、彼がなぜ禹を暗殺することになったのかについて論文にまとめ発表したいと思っている。

(2) 『高宗太皇帝実録』『純宗皇帝実録』

日本が編修した王公族に関連する実録は『王公族実録』だけではなく。朝鮮王朝の伝統を引き継いで、李太王・李王ではなく、高宗・純宗としての実録を作成したのである。つまりそれは、『朝鮮王朝実録』の最後を締めくくるための作業であった。

李王職は、1919年1月に李太王、1926年4月に李王が薨去すると、朝鮮王朝の伝統にもとづいて二人に高宗と純宗の廟号を付与した。さらに、君主の死後に実録を編修するという旧例に則り、早くも1919年3月には「実録編纂成案」を作っている。そして、1927年4月1日から、韓国併合後に総督府が引き継いだ歴大な文書を活用して、高宗と純宗の実録編修に取りかかった。

韓国学中央研究所蔵の『高宗の廟号尊号及諡号に関する異論』（原文はひらがな部分がハングル）を分析することで、この実録を編修する際に高宗（李太王）と純宗（李王）の肩書をどのように書くかで議論が紛糾したことが明らかとなった。

問題を提起したのは、監修補助委員の江原善植である。彼は高宗の実録の巻頭に諡号（貴人に奉ずる死後の称号）として、

高宗統天隆運肇極敦倫正聖光義明功大徳
堯峻舜徽禹謨湯敬応命立紀至化神烈巍勳

と書かれていることを批判した。すなわち、これでは表題が「高宗太皇帝実録」となり、「我が皇室に対し不敬」だというのである。それだけではない。そもそも天皇が授けていない右の諡号を李太王が持っていることに対して疑問を呈した。中国の伝統では、諡号は新たに即位した君主が、薨去した先代に贈るものである。純宗は高宗を継いで皇帝に即位したのでその権利があったといえよう。しかし、大韓帝国はすでに主権を喪失し、純宗は日本の李王になっていたため、李太王に諡号を贈る権利はなくなっていた。それゆえ江原は、実録に右の一文を掲載するのは、「僭傲」だと論じている。

しかし、江原は全文削除を要求したのではなく、いったん廟号、諡号、尊号に分けて考え、残せる部分は残すという妥協案を提示している。それは次の通りである。

「高宗」の2字は廟号。

「統天」以下「寿康」までの50字と「太皇帝」の3字は尊号。

「文憲武章仁翼貞孝」の8字は諡号。

このうち、純粹に諡号と呼べるのは李太王の薨去後に李王が贈っただけである。したがって、これは削らなければならないという。

は、韓国併合前に高宗自身もしくは純宗が贈った尊号だから、厳密に言えば諡号とは異なる。江原は大韓帝国時代のこうした行為を認め、李太王の事績を記述するうえで尊号を用いることは決して「僭傲」ではないとしている。ただし、日本で皇帝を名乗れるのは天皇のみなので、太皇帝と記述してもよいのは併合前の記事までだと念を押した。

の廟号は、祖先の霊を祀る廟に載せるための呼称である。一般臣民でも家屋のなかに私的な廟宇(祖先を祭る霊屋)を設けることは珍しくなかった。つまり、国家の公認を要するものではないので、実録に記載してもよいとした。

江原はこのような考えにもとづいて、実録の名称に関しても意見を述べている。すなわち、皇帝の尊号に関しては韓国併合後の記述に用いるべきではないので、併合の前後で記事を第一期と第二期に分け、第一期はそれぞれ『高宗太皇帝実録』『純宗皇帝実録』とし、第二期はひとつにまとめて別冊『純宗王実録』に収録すべきだと主張したのである。

こうした意見が編纂委員の間でどのように議論されたかは、史料の制約上よくわからない。しかし、実際に刊行した実録では、韓国併合後の記事でも巻頭で「皇帝」「太皇帝」の尊号を用い、諡号も削ることなく表記している。名称も『高宗太皇帝実録』『純宗皇帝実録』のみで『純宗王実録』はない。江原の原則を当てはめると複雑になるので避けた

のであろう。ただし、無条件に皇帝の尊号を用いば、帝国の「大義名分」にかかわるため、韓国併合前後で形式を変えろという方針は採用された。併合後の記事を『純宗王実録』とはしなかったが、『純宗皇帝実録 附録』というように、「附録」として扱ったのである。

かくして『高宗太皇帝実録』48巻48冊、『純宗皇帝実録』4巻4冊、『純宗皇帝実録 附録』17巻3冊が1935年3月31日に完成した。上梓の費用は李王家歳費から捻出された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

新城道彦、韓国併合の“合意”、形成と大韓帝国皇室の関与 なぜ日本は王公族として破格に遇したか、別冊正論、査読無、23号、2015、pp.84-93

新城道彦、国家元首を利用する国、される国、VOICE、査読無、11月号、2015年、pp.70-77

〔学会発表〕(計5件)

新城道彦、王族と皇族の結婚 史料にもとづく歴史叙述、東京大学コリアコロキウム、2016年7月14日、東京大学

新城道彦、史料にみる帝国日本の王公族、韓国人研究者フォーラム、2015年12月19日、法政大学

新城道彦、韓国併合と近代/前近代の国際規範、国家基本問題研究所企画委員会、2015年8月21日、国家基本問題研究所

新城道彦、朝鮮王公族と韓国併合、PHP研究所 新しい人間観の研究会、2015年6月1日、PHP研究所

新城道彦、家格からみた王公族の姻戚関係—皇族・華族・朝鮮貴族との結婚—、國學院大學国史学会大会 2014年6月22日、國學院大學

〔図書〕(計1件)

新城道彦、朝鮮王公族 帝国日本の準皇族、中央公論新社、2015、p.256

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新城道彦 (SHINJOH Michihiko)
フェリス女学院大学・国際交流学部・准教授
研究者番号：40553558

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()